

これまでの議論の概要について（メモ）

（平 2 2 . 4 . 1 6）

項 目	これまでの議論	日証協の現状	備 考
1. 自主規制の役割・目的	●<u>自主規制機能の意義・役割は、自律性、専門性、機動性、ベストプラクティス、コスト、法令との補完関係</u>といった点にある。 ●新たな商品・取引が開発される中、投資者保護等のため、ルールを策定する等、機動的に自主規制が行われることは有用であり、自主規制機能を議論するに当たっては、「<u>利用者の視点</u>」（投資者保護、市場の公正性確保）に立った議論が重要。 ●日証協の自主規制は、「自主規制」といいながら、当局の指示に基づく自主規制（「<u>上からの自主規制</u>」）という印象。 ●自主規制機関は金融の世界に限らずどの産業でも、また、どの国でも、「<u>下からの自主規制</u>」のみで自立できないだろう。 「上からの自主規制」については、「上の単なる下部機関としての自主規制機関」ではなく、<u>協会員や業界のビジネスの感触等をどれだけ上に繋げていくかという「上に対抗できる自主規制機関」にならないと意味がない</u>。そのためには、<u>利用者を味方につけることがポイント</u>。 利用者の安心感・信頼感を得るため、自主規制機関として、行政の先手を打つ、あるいは行政に対抗できるかがポイント。 ●米国 F I N R A は、S E C から影響が増大し「民間規制機関」化しているとの意見があるようであるが、自主規制機関がメンバーの利害から一定程度独立していることは理に適う。米国 F I N R A の動きを消極的に見る必要は無い。	●日証協定款（6条） 本協会は、協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって<u>投資者の保護</u>に資することを目的とする。	●利用者の視点

項 目	これまでの議論	日証協の現状	備 考
	・ 詳細なルール体系は、イノベーションに対応できない。 ・ 詳細なルール体系は、コンプライアンス対応に係る資源の制約がある特に小規模業者の理解が得られない。 ・ 詳細なルール体系は、規制の目的よりも規定の文言に固執させ、規制目的が達成されないおそれ。 プリンシプル・ベース規制は、F S A のリスク・ベース、エビデンス・ベースの両アプローチを補完するもの。 プリンシプルやハイレベルのルールを重視する一方、詳細なルールに対する依存度を引下げ（F S A ハンドブック等の改訂を通じてプリンシプルとルールをリバランス） 消費者が享受し得る規制の便益・効果を表す結果（Outcome）に焦点を当てるアプローチ ●日本の場合は政府（金融庁）による規制・監督がある中での自主規制であり、F S A が唯一の規制機関として存在する英国の構造とは異なっていることに留意する必要がある、<u>英国の事例はあくまでも参考事例。</u> ●<u>英国の規制当局は監督モデル、日本の規制当局は検査モデル</u>というように手法が異なることにも留意する必要がある。 ●日証協で「<u>倫理コード</u>」について議論する場合は、英国 F S A の事例は参考になる。 ●<u>米国 F I N R A は詳細な個別具体的なルールを持っており、基本的にルール・ベースであるが、「会員は、業務の遂行にあたっては、商業上の高度な倫理基準と取引の公正公平の原則を遵守するものとする」というプリンシプル条項（規定ルール 2010（商業上の倫理基準と取引の原則））もある。</u>	●「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」により、すべての協会員に「倫理コード」の保有・遵守を義務付け（別添 2-1、2-2 参照）。 ●協会員が、法令及び規則等に直接定めのない事項について、行動規範によって対応することを確認するべく、検討及び自主規制会議等に建議等を行う機関として、行動規範委員会を設置（別添 3 参照）。	

項 目	これまでの議論	日証協の現状	備 考
	●<u>法令等違反ではないが、好ましくないのではないかという事案はあり、そういう場合、プリンシプルの「よすが」があった方が</u>良い。そういう意味では、<u>MSCB規則にプリンシプル条項を導入した手法は望ましい方向。</u> ●個別の規則に<u>プリンシプル条項を導入すると、導入後の規則がルール・ベースになる</u>という考え方もある。 ●<u>日本はルール・ベースでなくうまくいかないのではないか。</u>	●「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」（現「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」）にプリンシプル条項を規定（別添4参照）。	●プリンシプル条項の追加が馴染む規則
(2) プリンシプル・ベースとエンフォースメント	●英国FSAのエンフォースメントをみると、プリンシプル違反のみで制裁されたものは、全体の3～4割に上り、プリンシプル・ベースのエンフォースメント重視の姿勢が窺える。 ●米国FINRAは、プリンシプル条項（ルール2010）に基づき、不適切な行動を行ったメンバーに対する処分等も行っている事例はある。 ●プリンシプル・ベースについては、<u>ルールに明確に規定されていないもののプリンシプルに反するから罰する場合と、ルールに規定されていることに形式的には触れるもののプリンシプルに反しないから罰しない場合の双方の考え方がある。</u> ●<u>日証協の自主規制規則を法令と同様に拘子定規的に適用すべきか</u>については、議論の余地がある。	●協会員に対する処分事由として、協会員が「取引の信義則に反する行為をしたとき」を規定（定款第28条第1項第4号（別添5参照））。	●「取引の信義則違反」による処分

項 目	これまでの議論	日証協の現状	備 考
	●日証協において、「取引の信義則に反する行為をしたとき」という定款の規定に基づきBNPパリバ証券の処分を行ったことこそプリンシプルに基づくプリンシプル・ベースの対応である。 ●構成メンバーが多種多様の中で「プリンシプル」によるエンフォースメントを行う場合、<u>エンフォースメントの独立性や中立性を確保することが重要。</u>	●平成21年10月、BNPパリバ証券会社に対し、定款第28条第1項第4号（取引の信義則に反する行為をしたとき）を適用し処分（過怠金賦課1億円及び会員権の停止6か月）（別添6参照）。 ●定款第28条の規定に基づく処分に関する「弁明の手続きの明確化」や「不服の申立て」（不服審査会の設置）に係る規定の整備を図るなどの定款・規則改正を検討中（パブリック・コメント（別添7参照を募集中））。	
3. ルール・メイキング (1)総論	●新たな商品・取引が開発される中、投資者保護等のため、法令に先んじて、<u>機動的に自主規制規則等を策定していくことは重要。</u> ●「証券CFD取引に関する規則」においては、<u>規制を必要とする対象等を個別具体的に盛り込むなど、木目細やかなルール・メイキングを行った。</u>このような点は、自主規制ならではの特性である。		●ATC機能（後記）
(2)コスト・ベネフィット分析	●英国及び欧州委員会のコスト・ベネフィット分析について ①目的 ・政策の質の改善（分析的、オープンでエビデンス・ベース等） ・政策決定者に対する政策の判断材料の提供 ・外部の利害関係者に対して、政策決定プロセスをよりオープンで透明なものとし、外部との<u>コミュニケーションの活性化</u> ②関係者の評価 ・依然改善途上の見方が中心。 ・市場参加者の見方は厳しいものが多い。ただし、プロセスを		

項 目	これまでの議論	日証協の現状	備 考
	踏むことで、エビデンスに基づいた政策立案が促されるとともに、コミュニケーションの活性化に資するという理由で、必要性に異論はない。 ③実態 ・ 期間は10か月～2年程度（作業着手から政策実現まで） ・ 実施主体は政策の企画担当者。ただしエコノミストによる支援（英国FSAの場合経済金融規制局（25人）が不可欠。 ・ 分析するために要するコストは、欧州委員会の場合18万ユーロ（標準） ・ コスト・ベネフィット分析の結果、<u>コストが大きいので規制の制定を中止したという事例は聞いたことがないが、規制対象を限定する等修正するケースはある。</u> ・ <u>ベネフィットを数値化して示す事例は殆ど見たことがない。</u> ●コスト・ベネフィット分析における、「コスト」は金商業者等が負担する費用であり、「ベネフィット」は利用者（投資家等）側の<u>便益</u>と考えるべきである。 ●規制を導入する場合のコストは、協会員にアンケートを行えば概算値は算出できるが、<u>ベネフィットを数値化することは不可能。</u> ●新たな規制の有効性については、<u>事前よりも事後に検証した方が分かりやすい</u>のではないかと。 ●ヨーロッパでは、コスト・ベネフィット分析に際してコンサルティング・ファーム等への委託等、相当のコストがかかっていることにも留意する必要がある。 ●金融庁も規制案のパブリック・コメントに際して、簡単な「規制の事前評価表」を公表しているが、現状では厳密な経済的コスト・ベネフィット分析を期待することは難しい。ただし、行政と関係者間の<u>コミュニケーションの道具と考えるのであれば、無いよりはあった方が良い。</u>	●規制の制定・改正の「趣旨・目的」は委員会等での検討の際に確認。 ・ 参考：金融庁の「規制の事前評価書」の例（別添8参照）	●ルール・メイキングの検討に当たってコストも意識

項 目	これまでの議論	日証協の現状	備 考
	●「コスト・ベネフィット」というと「コスト・プロフィット」というニュアンスがあり、ミスリードする人もいる。<u>規制導入に当たってのメリットとデメリットを様々な観点から議論するための「材料」はあった方が良いが、数値的なものに拘る必要はない。</u> ●規制導入のコストが金額として分かるのであれば事前に知っておきたい。一方、ベネフィットが数値として出しにくいので、なかなか難しい。		
(3)規則の制定プロセス	●多種多様な「業者」が存在する中、投資家としては、自主規制の姿勢も見ながら、業界への信頼を寄せていくという面もある。そういう点で、<u>自主規制規則策定のプロセスの透明性を強く期待する。</u>理事会（自主規制会議）に投資家代表が参画していないことが、自主規制ルールに対する投資家（消費者）の信頼が十分に得られない要因である。	●日証協の規則制定プロセスの典型例（<u>別添9</u>参照） ・規制の必要性を把握し、自主規制会議又は関係委員会の下部にWGを設置 ・WG（協会員及び有識者等10数名で構成）で検討し規則案を策定 ・関係委員会で審議のうえパブリック・コメントを募集（2週間～1か月間、地区協会等への報告） ・パブリック・コメントを踏まえた規則案を関係委員会及び自主規制会議で審議の上、決議	●協会員及び利用者等とのコミュニケーションの充実 ●ATC機能（下記参照）
(4)規則の「水準」	●協会員の業容・業務の形態が多様化する中、協会規則を精査し、協会員に一律に課している規定の柔軟化や簡素化（例えば、<u>規則</u>ではミニマム・スタンダードを定め、別途ガイドライン等でベスト・プラクティスを提示する等）につき検討してはどうか。		

項 目	これまでの議論	日証協の現状	備 考
	●自主規制規則を柔軟化・簡素化して、ミニマム・スタンダードを定めるという表現は語弊があり、<u>自主規制規則では望ましい内容やレベルを掲げ、各社において必要ない部分は適用しないというアプローチ</u>なのではないか。 ●一旦<u>ルール</u>の水準を下げると、<u>低い水準に張り付いてしまい</u>、投資者保護上問題が生じることもあるのではないかな。 ●規則を簡素化してガイドライン等で木目細かく指導するとしても、<u>ガイドラインの実効性確保</u>が前提。 ●コンプライアンス・レベルが高品質の協会員とそうでない協会員との間で、ルールの適用に差を設けることは困難。ただし、<u>例えばホールセールとリテールという区分で、ルールの適用に差を設けるという切り口</u>はある。 ●協会員の業態や業務によって規制の内容を変えるのは、別の意味の不公平になりかねないし、実務的な運用も難しい。 ●少数の悪質業者のために業界全体の規制の水準を厳しくしている面もあり、参入障壁を厳しくすれば良い。	●各協会員に社内管理体制の整備を義務付ける規定については、社内規則で規定すべき項目のみ定めるに止め、具体的な内容は、各協会員の業容等に応じて、任意に定めることを可とする規則はある（別途、適宜、社内規則モデルを策定し通知）。	
(5)規則の定期的な見直しシステム	●一度規制ができてしまうと、なかなか緩和することは難しいが、規制は絶えず見直していくべきものである。 ●新たな規制が「既得権益者」を生む（社会的コストの発生）ということもあり、規制の見直しを検討することは必要。	●総花的に所管規則の必要性について検証を行うためのWG（平成 18 年、自主規制企画委員会の下部機関として「自主規制規則の改善等に関する検討WG」を設置）。	●規則の定期的見直し作業を行う中で、規則の有効性等について事後的に検証
(6)望ましい規則等の体系	●現在の自主規制規則等は、その軽重に係らず単に羅列してあるように見える。証券取引等監視委員会の検査マニュアルの考え方に合わせて並べかえてはどうか。	●日証協の自主規制規則一覧（別添 10 参照）	●望ましい規則等の体系

項 目	これまでの議論	日証協の現状	備 考
	●自主規制規則の先頭に「倫理コード関係」を置き、検査マニュアルに忠実に準ずべきことを明記する。その上で、理事会決議等の自主規制関係部分と「営業ルール照会制度による照会事項及び回答」を自主規制規則の中に繰り入れる。これによって体系的に整然とした自主規制規則となると考える。		
4. A T C (Ahead of the Curve)	●行政に先んじて、協会員や市場を巡る問題点を把握し対処するため、日証協におけるA T Cに関する活動は重要。 ●米国F I N R AのA T Cに関する次のような活動は参考になる。 ・ 事務局内の全部署で構成する新規規制問題グループを月次で開催し、新商品に関する情報、市場監視・エンフォースメント・監査等業務を通じた情報を交換し、「問題」の早期発見に努める。 ・ 会員から届出を受けた広告に関する情報（新商品・新取引の把握）についても、A T Cで活用している。 ・ A T Cを活用してルール・メイキングやメンバーや投資家に対する周知を図っている。 ・ その上で、トラブル等が発生している商品等については必要に応じ投資に当たり投資家が理解すべきリスク等を、ホームページ等において投資家に紹介。	●原則として4半期に1回、A T Cに関する事務局P T及び「A T Cワーキング」を開催し、意見交換を実施。 証券C F Dに関する規則（平成22年5月施行）は、A T Cのプロセスを通じて制定。	●A T C機能の充実・強化
5. 規則以外のガイダンス・指導等	●米国F I N R Aは、ルールのほか各種の解釈通知等を発出している。ただし、近年、米国F I N R Aはエンフォースメント重視となり、ルールの解釈や適用関係についてガイダンスを示すことに消極的になっており、それによりメンバーのコンプライアンス部門内のコストが増加しているという意見もある。	●規則に関するガイドラインやQ & Aのほか、協会員の法令遵守対応に資するため、金商法等に関するQ & A等を作成し、協会員に周知（分別管理、広告、契約締結前書面等）。	●投資者保護等のため、法令・諸規則遵守対応のための通知・指針等をタイムリーに策定し周知（協会員の法令遵守のための実務対応に資するための通知等）

項 目	これまでの議論	日証協の現状	備 考
		●監査で把握した法令・諸規則違反事例を取りまとめ、再発防止の観点から協会員に周知。 ●投資者と協会員のあっせん事案等の概要を取りまとめ、再発防止の観点から協会員に周知。 ●法令・諸規則違反による処分事案を「コンプライアンスレター」として取りまとめ、再発防止の観点から協会員に周知。	
6. 監査	●金融庁及び証券取引等監視委員会の監督・検査対象会社が激増し、当局の監督・検査が追いついていない状況もあり、日証協の協会員の中に悪質な業者があれば、<u>行政に先んじて、日証協が把握し処分を行っていく姿勢も必要。</u>	●日証協と取引所は、合同で監査を実施	
7. 他の自主規制機関との連携	●<u>他の金商業協会との更なる連携</u>を検討してはどうか。 ●当局の下に業態別に自主規制機関があるという現在の状況は、FSA設立前の英国の仕組みと似ている。	●「金商業協会連絡協議会」において、5つの金商業協会間で定期的に情報・意見交換	
8. 投資家教育	●現在、証券界は、将来の投資家向けの「学校教育」に注力し、<u>成人に対する投資教育が薄い。</u> ●<u>米国では、「賢い消費者」、被害に遭わない消費者を育てるという理念に従って、投資家教育が行われている。</u>日本では、「投資を知らないなら教えてあげる」というような「投資のイロハ」から教えて「賢い投資家」を育てようという流れが強いと感じるが、米国のように消費者の権利を尊重しながら「賢い投資家」を育成するという視点があれば、証券関連団体の取り組みがより信頼されるのではないか。	●証券関連団体で構成する証券知識普及プロジェクトでは、中立・公正な立場から一般消費者の金融リテラシー向上と個人投資家の裾野拡大を図ることを目的に、講演会・セミナー等のイベントを年間を通じて全国で開催している。また、投資の基礎知識の普及・啓発を全国で行うNPO団体（エイプロシス）の活動を支援している。 ●一般消費者に向けて、投資におけるトラブルの未然防止や未公開株勧誘に対する注意喚起等の広報活動を展開している。	

項 目	これまでの議論	日証協の現状	備 考
9. その他 (1)強制加入制	●自主規制機関が十分な機能を発揮するためには、法令上の権限強化が必要であり、そのためには<u>法令上の強制加入制の導入</u>についての議論が必要ではないか。 ●投資家（利用者）を味方につけるという観点からすると、不良業者を業界で排除できるシステムが担保されない限り、信用は得られない。法令に基づく自主規制機関への加入義務と除名という制裁の権能のセットがポイント。		
(2) 独禁法との関係	●金商法と独禁法間の問題は、金融庁と公正取引委員会との間でうまく調整してもらうべきではないか。		

日本証券業協会ホームページ(トップページ)

JSDA 日本証券業協会 English 検索

協会の概要 | 協会員 | 会長会見 | 採用情報 | リンク集 | サイトマップ

プレスリリース 一覧へ

- 2010/03/30 第7回「社債市場の活性化に関する懇談会」ワーキング・グループ議事要旨・資料
- 2010/03/25 未公開株通報専用コールセンターの設置等について
- 2010/03/18 会長記者会見
- 2010/03/17 「第二種金融商品取引業の自主規制に向けて(論点整理)」について

新着・更新情報 一覧へ

- 2010/04/13 公社債発行銘柄一覧の更新
- 2010/04/12 新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分状況
- 2010/04/12 インターネット取引に係るシステム障害発生件数
- 2010/04/08 株券等貸借取引状況(週間) 平成22年4月8日
- 2009/09/15 国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループの設置について

投資者のみなさまへ **イベント/学習** **統計情報/調査報告** **資格関係** **自主規制** **各種市場関係**

◆本ホームページの内容は、著作物であり、著作権法によって保護されており、日本証券業協会に無断で複製(転用・複製等)することを禁じます。
 ◆本ホームページに掲載された情報については、万全を期しておりますが、諸事情により誤りを含む可能性があります。掲載された情報に基づく判断については、利用者の責任の下にすることとし、日本証券業協会は、これに係る一切の責任を負うものではありません。
 ◆本ホームページは、予告なしに内容が変わる(変更・削除等)ことがあります。

免責事項 / 個人情報保護の取扱い / ご意見等
 Copyright(C) 1997 Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

米国FINRAホームページ(トップページ)

FINRA Financial Industry Regulatory Authority About FINRA | Newsroom

Investor Protection. Market Integrity.

Industry Professionals >
 Access the information, training and other resources you need to stay current and comply with FINRA rules and regulations.

Investors >
 Learn about investing and how to build your financial knowledge. We offer articles, interactive tools, alerts and other resources that help you protect yourself.

FINRA protects the most important investor in the world. You. Learn more >

More About FINRA >
 Careers at FINRA >

(参考とすべき点)

●トップページで、「証券会社向け」のコンテンツと、「投資家向け」のコンテンツへの「入口」が分かれていることで、閲覧しやすい。

日本証券業協会ホームページ

投資家向け主要情報

ホーム > 投資家向け主要情報

投資家向け主要情報

【情報(重要)】

- 上場株式等(公募株式投資信託を含む。)の譲渡益及び配当の課税について【個人】
- 平成22年1月から特定口座(源泉徴収あり)において上場株式等の配当金等と譲渡損の損益通算が可能になりました！【個人】

【特定口座制度等】

- 特定口座に関するQ & A(改訂4版)(平成21年11月)

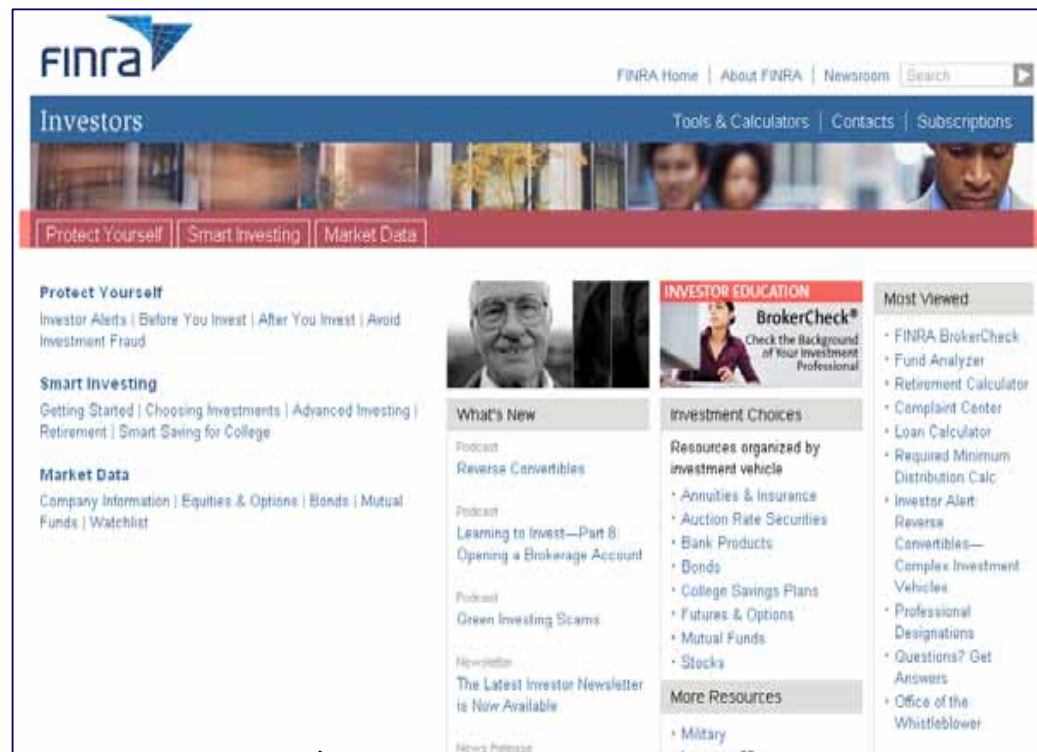
【その他】

- 投資未経験者・初心者向けリーフレット「証券投資を始める前に！チェックしてませんか ～スムーズな投資ライフ実現のために～」
- 「内部者登録制度に関するQ & A」の公表について
- 証券あっせん・相談センターが、ADR法に基づく法務大臣の認証を受けました！
- 金融商品取引苦情相談窓口のご案内
- 偽造カード又は盗難カードによる被害に対する補償について
- 未公開株の勧誘にはご注意ください！
- 学校向け図説・経済教育資料『「株」のしくみはどうなっているの?』を、財団法人 日本経済教育センターが、作成！！

このほか、公社債市場、外国証券市場などについても、掲載

米国FINRAホームページ

投資家向け情報



(参考とすべき点)

- 1ページで、「投資家向け」のコンテンツが一覧できる。
- カテゴリーごとに分類されている。

日本証券業協会ホームページ

投資家向けの注意喚起

ホーム > 投資家向け主要情報 > 未公開株の勧誘にご注意ください！

■ 未公開株の勧誘にはご注意ください！

※ 相談者への的確なアドバイスとともに未公開株被害情報の一元化を図る態勢を整えるため、2010年4月1日より本協会内に「未公開株通報専用コールセンター」を設置いたしました。

フリーダイヤル：0120-344-999

最近、未公開株について「上場予定があり、上場時には値上がり確実である」、「未公開株を買い取る」などと、金融商品取引業者（証券会社）の架空の名前を騙った者や、金融商品取引業者以外の者（たとえば上場を直前に控えていると謳った会社の役員）から、一般投資家の方々に購入や売却の話を持ちかける事例が多発しております。

未公開株の勧誘や販売については違法行為の可能性が大ですので注意してください。

さらに、日本証券業協会の名を用いて未公開株を購入した方に対して、代金取り戻しの話を持ちかけるなど悪質な二次的被害の事例も相当件数報告されておりますので、併せて注意してください。

本協会では、このような未公開株式の投資勧誘について、以前より注意喚起を行ってきており、投資家の皆様への注意事項などを紹介したリーフレットを作成いたしております。

このリーフレットをご参考になされ、少しでも「怪しい」と思われた場合には、取引を見合わせることをお勧めいたします。

また、本協会では一般投資家の皆様の被害を少しでも減らすため、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置し、具体的な対応策について検討を行って参りました。上記協議会での検討内容については報告書（「未公開株式の投資勧誘による被害防止に向けた具体的な方策について」）として取りまとめましたので、どうぞご覧ください。

米国FINRAホームページ

インベスター・アラート

Investors > Protect Yourself

Protect Yourself

Investor Alerts

Before You Invest

After You Invest

Avoid Investment Fraud

Investor Alerts

These alerts will give you the information you need to protect your money and avoid scams and other investing problems. To receive the latest Investor Alerts and other important investor information, sign up for [Investor News](#). If you are interested in reprinting or linking to one or more FINRA Investor Alerts, please see our [policy](#) on reprint permission.

Most Recent Alerts

- Reverse Convertibles—Complex Investment Vehicles **New**
- Seeking Solid Financial Footing for the Next Decade: 10 Tips for 2010
- Save Your Greenbacks—Don't Fall for Green Energy Scams
- Beware of Auction Rate Securities Settlement "Phishing" Scam
- Leveraged and Inverse ETFs: Specialized Products with Extra Risks for Buy-and-Hold Investors

529 Plans

[College Savings Plans—School Yourself Before You Invest](#)

Annuities and Insurance

[Seniors Beware: What You Should Know About Life Settlements](#)

[Equity-Indexed Annuities—A Complex Choice](#)

[Should You Exchange Your Variable Annuity?](#)

Investor Alerts by Topic

[529 Plans](#)
[Annuities and Insurance](#)
[Bonds](#)
[Frauds and Scams](#)
[Margin and Borrowing](#)
[Money Management](#)
[Mutual Funds & ETFs](#)
[Private Offerings](#)
[Promissory Notes](#)
[Retirement Accounts](#)
[Trading Securities](#)

Related Links

- [Investor Alerts from Other Regulators and Associations](#)
- [Investor Alert on State of California IOUs \(Securities & Exchange Commission\)](#)

(参考とすべき点)

- 個別商品・取引ごとに投資家向けの注意喚起文書を掲載。

日本証券業協会ホームページ

苦情・あっせん・紛争処理

証券・金融商品あっせん相談

日本証券業協会は、金融商品取引の利用者の皆様からの相談、苦情への対応及び紛争解決のあっせん業務について、特定非営利法人「証券・金融商品あっせん相談センター」(FINMAC)に業務委託いたしました。



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

↑ ここをクリックしてください。

【名 称】 特定非営利活動法人
証券・金融商品あっせん相談センター
(FINMAC)

【業務開始日】 平成22年2月1日(月)

【受付電話番号】 0120-64-5005

【受付時間】 月曜～金曜日9:00～17:00 振替休日を含む祝日、12/31～1/3除く。

【留意事項】

○苦情相談受付内容には、**預金、保険、商品先物取引などは除かれます。**

○投資相談、株価、指数等の照会には応じておりません。

◎ FINMAC(フィンマック)とは

Financial Instruments Mediation Assistance Centerの頭文字の略称です。

証券・金融商品取引の利用者の皆様からの相談、苦情の解決及び紛争解決サービスについて、より横断的かつ包括的な形で対応し得る体制を構築し、利便性の向上と投資者保護の充実に資する観点から、5つの金融商品取引業協会が新たな金融ADR

米国FINRAホームページ

仲裁・紛争処理

finra

FINRA Home | About FINRA | Newsroom Search

Arbitration & Mediation

Forms & Tools | Locations & Contacts | Subscriptions

Resources for Parties | Resources for Neutrals | Rules

FINRA operates the largest dispute resolution forum in the securities industry to assist in the resolution of monetary and business disputes between and among investors, securities firms and individual registered representatives.

Resources for Parties

Overview of Arbitration & Mediation | Arbitration Process | Mediation Process

Resources for Neutrals

Become an Arbitrator | Become a Mediator | Education | Arbitration Process | Mediation Process | Mediator Fees

Rules

Code of Arbitration Procedure | Code of Mediation Procedure | Rule Guidance | Dispute Resolution Rule Filings | Dispute Resolution Notices



What's New

Regulatory Notice
Hearing Locations

Regulatory Notice
Arbitration Fee Changes

Statistics
Dispute Resolution Statistics – February 2010

Regulatory Notice



Most Viewed Forms

• Uniform Forms Guide
• Arbitrator Application
• Claimant(s) Submission Agreement
• Arbitrator Information Update Form
• Request for Mediation
See Forms & Tools for a complete list of forms.

Most Viewed

• Arbitration Awards Online
• Office and Hearing Locations
• Arbitration Online Claim Filing
• Arbitrator Training
• Arbitration Case Flow
• Arbitrator Application Kit
• Dispute Resolution Statistics
• Arbitration Case Guidance & Resources
• Need for Arbitrators

証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

- FINMACにおける苦情処理・紛争解決支援について
- 認定投資者保護団体
- 理事長あいさつ

FINMACにおける苦情処理・紛争解決支援について

- 証券あっせん・相談センター
- 相談(質問)・苦情について
- あっせんについて
- 受付窓口
- あっせん委員名簿
- 関係協会規則
- 諸統計
- 投資家への注意喚起
- 本センターの業務に対する苦情等受付窓口

日本証券業協会ホームページ

投資家向けの普及啓発



日本証券業協会

検索

GO

ホーム > 証券知識の普及

証券知識の普及

- 「投資教育に関する国際セミナー」について
- 平成21年度 証券投資に関する全国調査(個人調査)の結果
- 「春季証券投資セミナー」について
- 証券イメールに関する調査報告について
- 「投資の日」記念イベント及「とくくん」について
- Web教材「証券クエスト(探求)」
- 株式学習ゲーム
- 教員向け「金融経済教育フォーラム」の開催について
- 「教員向け夏期セミナー」の開催
- 「教育関係者向けインターンシップ」の開催
- 金融学習教材「わたしたちの生活と金融の働き」
- NPOエイブロシス関係
 - 証券カウンセラー派遣制度
 - 投資クラブ
 - 証券投資基礎講座の開設

日本証券業協会

証券教育広報センター

サイト内検索

サイトマップ

ホーム

株式投資の基礎

債券投資の基礎

投資信託の基礎

学校・教員向け

出版物で学ぶ

IRセミナーに参加

お知らせ

- 投資未経験者・初心者向けリーフレットの作成について
- 証券情報室J型インフルエンザに関する今後の対応について(PDF)
- 上場株式等の譲渡益及び配当の課税について(PDF)
- 金融商品取引言情報窓口
- 株主電子化について
- IRセミナー
- IRセミナー開催情報
- 一都三県リーディング株式会社追加しました(4月6日)

教員・教育関係者の皆様へ

- 「投資にかかわる教育プログラム(中学校・高等学校向け)」を掲載しました

～投資で育む あなたの未来～

10月4日は投資の日

証券知識普及プロジェクト主催イベントに参加される方へのお礼、(新型インフルエンザ関連)

証券について学ぶ

証券や投資に関する知識をやさしく解説します。

株式投資の基礎

債券投資の基礎

投資信託の基礎

もっと知りたい! Q&A

証券用語の使い方

相場格言集

学校向け・教員向け

学校における経済・金融教育に役立つ各種教材を提供します。

教材一覧

- 中学校向けコーナー(教材)
- 高校向けコーナー(教材)
- 大学向けコーナー(教材・セミナー)

米国FINRAホームページ

投資家教育



About Us

News

Contact



Protecting investors through education and research.

The FINRA Investor Education Foundation provides underserved Americans with the knowledge, skills and tools necessary for financial success throughout life. [Learn More >](#)

Grant Programs >

Learn how you can help us reach, educate and protect individual investors and see what other recent grantees are doing.

- General Grant Program
- Smart investing@your library
- Financial Education in Your Community
- Investor Advocacy Clinic Program
- Awarded Grants

Resources >

Download FINRA Foundation-funded learning materials, research findings and tools for investors, educators, libraries and grantees.

- Educational Materials
- Tools
- Research
- National Financial Capability Study



SaveAndInvest.org is a FINRA Foundation Website that supports the financial education of military families and older investors. [Learn more >](#)

「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」

平成19年9月18日

日本証券業協会

（目的）

第1条 この規則は、協会員が、資本市場の担い手として、資本市場における仲介機能の責務を負託されていることを十分に認識するとともに、国民から信頼されるための健全な社会常識及び倫理感覚を常に保持するほか、求められる専門性への対応及び役職員の倫理の保持に必要な措置を講じ、業務の執行の公正さに対する社会からの疑惑又は不信を招く行為の防止を図り、もって協会員が担う社会的使命及び役割に係る自己規律の維持及び向上により、資本市場に対する信頼を確保することを目的とする。

（倫理コードの保有）

第2条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等（定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。）について、当該協会員が取り扱う金融商品及び取引に応じた倫理規範又はそれと同趣旨の規定（以下「倫理コード」という。）を保有するものとする。

2 前項に定める倫理コードには、本協会が別に示す内容を含むものとする。

（倫理コードの提出）

第3条 協会員は、前条に基づき保有する倫理コードについて、次のいずれかを本協会に提出しなければならない。

- 1 当該倫理コードの全文
 - 2 前条第2項の本協会が別に示す内容に相当する当該倫理コードの該当部分
 - 3 当該倫理コードの全文を当該協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて広く一般の閲覧に供する方法により公表している場合には、その旨を記載した報告書
- 2 協会員は、前条第2項の本協会が別に示す内容に相当する当該倫理コードの該当部分を変更した場合には、前項第1号又は第2号に掲げるものを本協会に提出しているときは、当該変更後の倫理コードの内容を、前項第3号に掲げる報告書を本協会に提出しているときは、当該変更した旨を記載した報告書を、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。ただし、当該変更の内容が、字句の修正など軽微なものである場合は、この限りでない。

（報告及び説明義務）

第4条 協会員は、法令及び規則等に直接定めはないものの倫理コードに照らして望ましくないものであると判断する事案又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断する事案について、自主的に本協会に報告するものとする。

- 2 本協会が協会の行動及び慣行に関する事案の発生及び存在を把握した場合（前項による報告を受けた場合を含む。）で、当該事案が法令及び規則等に直接定めはないものの倫理コードに照らして本協会が望ましくないものであると判断するとき又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断するときは、当該事案（以下「重大な事案」という。）に関係する協会員に対し、説明を求めることができる。
- 3 本協会は、前項に規定する重大な事案について、必要に応じ、行動規範委員会において検討を行う。
- 4 前項の行動規範委員会は、定款第65条の規定に基づき設置される特別委員会とする。
- 5 協会員は、第2項に基づき、本協会から重大な事案に係る説明を求められた場合には、法令及び行政当局等公的機関による命令等に反しない範囲で速やかに説明しなければならない。
- 6 協会員は、本協会から重大な事案について、行動規範委員会への出席及び説明を求められた場合には、これに出席し、法令及び行政当局等公的機関による命令等に反しない範囲で説明しなければならない。
- 7 その他、協会員は行動規範委員会の運営について、必要な協力を行うものとする。

（加入しようとする者による倫理の説明等）

第5条 本協会は、本協会に加入しようとする者が本協会から加入の承認を受けるまでの間に、当該者から保有する倫理コードの提出を求めるとともに、定款第17条第1項に定める会員代表者又は定款第30条において準用する定款第17条第1項に定める店頭デリバティブ取引会員代表者若しくは定款第33条において準用する定款第17条第1項に定める特別会員代表者に就任する予定の者から、当該倫理コードの内容及び社内体制の整備状況等について、説明を受けるものとする。ただし、本協会が必要がないと認める場合には、この限りでない。

（社内体制の整備）

第6条 協会員は、倫理コードの実効性を確保するため、運用管理の責任者の設置、役職員に対する教育及び研修の実施並びに違反があった場合の対応等、協会員において必要と認める社内体制の整備を行うものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に本協会の協会員である者にあつては、第3条第1項の提出は、この規則の施行の日の前日までに行わなければならない。
- 3 第5条の規定は、この規則の施行の日以降に加入する者について適用する。
- 4 この規則の内容については、「証券会社の倫理コードに関する研究会」報告書の内容等を踏まえつつ、今後も引き続き見直しの検討を行うこととする。

モデル倫理コード

平成 19 年 9 月 18 日
(改) 平成 21 年 2 月 2 日
日本証券業協会

我々は、国民経済における資金の運用・調達である資本市場の担い手として、資本市場における仲介機能という重責を負託されていることを十分に認識し、金融庁より公表されている「金融サービス業におけるプリンシプル」の内容に基づいて、協会員の役職員一人ひとりが、職業人として国民から信頼される健全な社会常識と倫理感覚を常に保持し、求められる専門性に対応できるよう、不断の研鑽に努める。

また、良き市民として互いを尊重し、国籍や人種、性別、年齢、信条、宗教、社会的身分、身体障害の有無等を理由とした差別的発言や種々のハラスメントを排除し、防止する。

このため、協会員の役職員が業務を遂行する上での基本的な心構えとして、以下に「倫理コード」を定め、その遵守を宣言する。

1．社会規範及び法令等の遵守

投資者の保護や取引の公正性を確保するための法令や規則等、金融商品取引に関連するあらゆるルールを正しく理解し、これらを厳格に遵守するとともに、一般的な社会規範に則り、法令や規則等が予見していない部分を補う社会常識と倫理感覚を保持し、実行する。

2．利益相反の適切な管理

業務に関し生ずる利益相反を適切に管理しなければならない。また、地位や権限、業務を通じて知り得た情報等を用いて、不正な利益を得ることはしない。

3．守秘義務の遵守と情報の管理

法定開示情報など、情報開示に関する規定によって開示が認められる情報を除き、業務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、機密として保護する。

4．社会秩序の維持と社会的貢献の実践

良き企業市民として、社会の活動へ積極的に参加し、社会秩序の安定と維持に貢献する。

反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない。

5．顧客利益を重視した行動

投資に関する顧客の知識、経験、財産、目的などを十分に把握し、これらに照らした上で、常に顧客にとって最善となる利益を考慮して行動する。

6．顧客の立場に立った誠実かつ公正な業務の執行

仲介者として、常に顧客のニーズや利益を重視し、顧客の立場に立って、誠実かつ公正に業務を遂行する。

会社での権限や立場、利用可能な比較優位情報を利用することにより、特定の顧客を有利に扱うことはしない。また、適切な投資勧誘と顧客の自己判断に基づく取引に徹することにより、自己責任原則の確立に努める。

さらに、顧客との間で締結された契約に基づく受託者責任が生じる場合には、顧客の利益に対して常に誠実に行動する。

7．顧客に対する助言行為

顧客に対して投資に関する助言行為を行う場合、中立的立場から、事実と見解を明確に区別した上で、専門的な能力を活かし助言をする。

関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報を基に、顧客に対して助言行為を行うことはしない。

8．資本市場における行為

法令や規則等に定めのないものであっても、社会通念や市場仲介者として求められるものに照らして疑義を生じる可能性のある行為については、自社の倫理コードと照らし、その是非について判断する。

関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に重要な影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報を適切に管理する。

9．社会的使命の自覚と資本市場の健全性及び信頼性の維持、向上

資本市場に関する公正性及び健全性について正しく理解し、資本市場の健全な発展を妨げる行為をしない。また、資本市場の健全性維持を通して、果たすべき社会的使命を自覚して行動する。

適正な情報開示を損なったり、公正な価格形成を歪めることにつながる行為に関与する等、協会員に対する信頼を失墜させ、あるいは資本市場の健全性を損ないかねない不適切な行為をしない。

以 上

行動規範委員会の設置要綱

平成19年11月21日

日本証券業協会

1. 目的

協会員が、法令及び規則等に直接定めのない事項について、行動規範によって対応することを確保するべく、検討及び建議等を行う機関として設置する。

行動規範とは、本協会が、法令及び規則等に直接定めのない事項に関し、金融商品取引業を営む者として望ましいとされるべき行動及び慣行として整理する事例をいう。

2. 名称及び位置付け

本委員会の名称は「行動規範委員会」とし、定款第65条の規定に基づき特別委員会として設置する。

3. 構成

- (1) 本委員会の委員の構成は次のとおりとし、委員の選任は、理事会の同意を得て会長が選任する。

本協会の代表役員	1名
協会員の役職員	6名
弁護士、有識者等	4名

- (2) 本委員会には委員長及び副委員長を置く。
- (3) 委員の任期は、1年とする。ただし、弁護士、有識者等のうちから選任する委員の任期については、会長が理事会の同意を得てこれを定める。
- (4) 委員長は必要に応じ、他の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。
- (5) 本委員会は必要に応じ、理事会の同意を得て、小委員会を設けることができる。

4. 機能

個別具体的事項について検討を行い、以下の対応を行う。

- (1) 法令及び規則等を整備して対応すべき事項については、証券戦略会議に対し、金融庁及び金融商品取引所等へその旨要請するよう建議
- (2) 協会の自主規制規則で対応すべき事項については、自主規制会議に対して自主規制規則の制定及び見直し等を行うよう建議
- (3) 法令及び規則等で対応すべき事項でない場合であって、本協会として一定の方向

性を示し、業界として望ましい行動及び慣行等を示して対応すべきものである場合には、行動規範の作成を検討し、自主規制会議及び証券戦略会議において行動規範を取りまとめるよう要請

- (4) (3)で取りまとめた行動規範の周知、公表
- (5) 行動規範に基づき行動できない、又は行動しない協会員と判断した場合には、事前にその事情を聴取した上で、事実を理由とともに開示
- (6) モデル倫理コードの見直し

5 . 事務局

本委員会の事務は、管理本部総務部が行う。

以 上

「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 21 年 7 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

・改正の趣旨

平成 20 年 7 月に㈱アーバンコーポレーションが発行した転換社債型新株予約権付社債券（以下、「CB等」という。）を巡るBNPパリバ証券会社東京支店の契約等行為のあり方に関しては、CB等と関連したスワップ取引の存在が開示されていなかったことが、発行会社の資金調達に関する投資者の理解を誤らせたのではないかと、また、一連の取引等が本規則で規制対象としているMSCB等に類似したものではないか等の批判や指摘が各方面でなされたところである。

本協会では、平成 21 年 2 月に行動規範委員会の本件事案に係る審議結果を受け、一連の対応を講ずることとした（ ）ところであり、自主規制会議に対しては、当該委員会から本規則等のあり方に関して検討等の要請が行われたところである。

それを受け、実務者をメンバーとした「MSCBの取扱いに関する分科会」において検討を行ったところ、将来の新たな商品スキームを予見することは困難であることから、MSCB等の定義に該当しない場合でも、一定の要件を満たしMSCB等と同等な効果が生じる場合には本規則を適用することとし、不適切な資金調達スキームを幅広く排除（牽制）するための規定を新設することとした。

（ ）平成 21 年 2 月 行動規範委員会下部機関である「アーバンコーポレーション転換社債契約等を巡る事案に関する小委員会」報告書参照。

・改正の骨子

会員が上場有価証券の発行会社が発行する第 2 条第 1 号イからニに掲げる有価証券の買受け又は買受けの斡旋をするに当たり、当該発行会社が発行する有価証券に係る金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該CB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第 2 条第 1 号柱書と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなしてこの規則の規定を適用する規定を新設する。（第 13 条第 1 項）

規則第 13 条第 1 項の適用を行った場合には、第 5 条各号に掲げる事項に加え、当該CB等及び第 13 条第 1 項の適用を受けることとなる当該発行会社が発行する有価証券に係る金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容を追加する規定を新設する。（第 13 条第 2 項）

その他所要の整備を図る。

・ 施行の時期

この改正は、平成 21 年 7 月 14 日から施行し、同日以後、発行に係る取締役会決議又は株主総会の特別決議が行われた C B 等から適用する。

- 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 1 部 担当：佐々木、齋藤（TEL 03-3667-8647）

「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 21 年 7 月 14 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(MSCB等以外への適用) 第 13 条 <u>会員が上場有価証券の発行会社が発行する第 2 条第 1 号イからロに掲げる有価証券(以下「CB等」という。)の買受け又は買受けの斡旋をするに当たり、当該発行会社が発行する有価証券に係る金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該CB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第 2 条第 1 号柱書と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなしてこの規則の規定を適用する。</u> 2 <u>会員は、前項の規定によりこの規則の適用を行った場合には、第 5 条各号に掲げる事項に加え、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引の内容について、開示の要請を行うこととする。</u> (この規則の適用除外) 第 14 条 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 21 年 7 月 14 日から施行し、同日以後、発行に係る取締役会決議又は株主総会の特別決議が行われたCB等から適用する。	(新 設) (この規則の適用除外) 第 13 条 (省 略)

定 款 (昭48. 6. 7) (抜萃)

第 3 節 処分及び勧告

(会員の処分)

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、その会員に弁明の機会を与えたうえ、理事会の決議により、処分を行うことができる。

- 1 不正な手段により本協会に加入したとき。
 - 2 支払不能となり、容易に回復し得ない状態となったとき。
 - 3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。
 - 4 取引の信義則に反する行為をしたとき。
 - 5 本協会に納入又は積立てをしなければならない金銭を本協会の定めるところにより納入又は積立てをしないとき。
 - 6 第18条に規定する届出若しくは報告を行わず、又は虚偽の届出若しくは報告を行ったとき。
 - 7 第19条に規定する報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。
 - 8 第20条に規定する監査を拒否し、妨げ、又は忌避したとき。
 - 9 第21条の規定に違反して本協会の名称を無断で使用したとき。
 - 10 第22条第4項に規定する指示に違反したとき。
 - 11 その会員を所屬金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に第3号又は第4号に該当する行為があったとき。
 - 12 主要株主（金商法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。）、役員又は使用人のうちに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員その他の反社会的勢力があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められるとき。
- 2 前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。
 - 3 前項に規定する過怠金の額は、5億円を上限とする。ただし、第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。
 - 4 第2項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6か月以内とする。
 - 5 第1項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の5年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が1年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。
 - 6 第3項ただし書の適用がある場合における5億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。
 - 7 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。
 - 8 会員は、第1項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。

協会員に対する処分及び勧告について（抜粋）

平成 21 年 10 月 20 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員 2 社に対し、定款第 28 条第 1 項の規定（平成 21 年 1 月 1 日改正前のもの。以下同じ。）に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

Ⅱ ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社東京支店

1. 事実関係

ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社東京支店においては、次のとおりの事実が認められた。

○ 不適切な業務運営を看過するなど、経営管理態勢・内部管理態勢に重大な欠陥があると認められる状況

(1) 平成 20 年 6 月、当社資本市場ソリューション部（以下「CMS 部」という。）は、顧客からの求めに応じ、以下の方法による資金調達を提案を行った。

① 当該顧客が、BNP パリバグループのフランス本社（以下「フランス本社」という。）を割当先として、転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」という。）を発行する。

② 当該顧客は、フランス本社との間で締結するスワップ契約に基づき、
・ 当該 CB の発行による手取金に相当する額をフランス本社に支払い、
・ 当該顧客の発行する株式の株価等に影響されるため不確定な時期に、当該株価等によって変動する額を、フランス本社から受領する。

(2) 当該顧客が当該資金調達に関して法定開示書類を提出するに当たっては、上記 (1) ①の CB 発行による調達額の全額が直ちに当該顧客の債務の返済に充当できるわけではないことを投資家が自ら推察し、投資判断をすることができる程度まで、上記 (1) ②のスワップ契約の内容を引用して記載すべきであり、当社は、当該顧客に対し、そうした適切な情報開示を行うよう助言を行うべき立場にあった。

しかしながら、CMS 部の営業担当者はグループ全体としての利益確保を優先させ、当該顧客に対し、当該スワップ契約に関する情報を開示しないよう要請した。その際、当該 CB の引受審査担当者も同じ CMS 部に在籍していたこと等により、当該営業担当者への内部牽制は全く機能しなかった。

(3) 当社の経営陣や内部管理部門は、利益相反等の問題を適切に管理する観点から、上記 (2) のような CMS 部の不適切な業務運営を指導・監督する立場にあった。

しかしながら、当社においては、営業部門の独断専行のおそれを防止するための経営管理態勢が欠如していたことに加え、コンプライアンス部等内部管理部門による十分な牽制機能が果たされていなかった。さらに、顧客保護・投資家保護に係る問題意識が欠如していたことから、当該資金調達案件の実行に関する最終的な意思決定機関においても、当該スワップ契約に関する情報の開示といった重要な点について十分な議論が行われなかった。

- (4) 当該顧客が平成20年6月26日及び6月30日に提出した法定開示書類では、上記(1)②のスワップ契約に関する情報は記載されなかった。こうした中、当社は、6月27日以降、フランス本社による当該スワップ契約の履行過程の一部として、機械的に当該顧客の発行する株式の取引を行った。当社の経営陣や内部管理部門は、法令等遵守の観点から、当該取引の適切性についても検討すべき立場にあったが、当時はその認識が不十分であった。

なお、上記の当社の一連の行為については、平成20年11月28日付の行政処分において、『当支店においては、証券市場の公正性確保の観点が欠如し、顧客及び一般投資家を軽視する極めて不適切な業務運営が行われている。証券市場の信頼性を著しく損ないかねないこのような問題を放置した当支店の経営管理態勢及び内部管理態勢には重大な欠陥が認められ、こうした状況は、法第51条の規定による業務の運営の状況の改善に必要な措置をとることを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。』と認定されている。

また、当該CBの発行にスワップ契約が付随しているという情報については、投資家の投資判断に重大な影響を及ぼすものであり、当該情報を開示しないことは、投資家の利益を著しく阻害する可能性があるにもかかわらず、自己の利益確保を優先し、当該情報について非開示の要請を行い、その後においても適切な開示を行うよう助言を行わず非開示のままとした当社の一連の行為は、証券業界の信頼を著しく失墜させたと認められる。

上記のように行政処分において認定されていることを含めて当社の一連の行為は、全体として定款(平成21年1月1日改正前のもの。以下同じ。)第28条第1項第4号に規定する「取引の信義則に反する行為」に該当するものと認められる。

2. 処分及び勧告の内容

以上のことから、ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社東京支店に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分

過怠金の賦課1億円及び会員権の停止6か月(平成21年10月20日(火)から平成22年4月19日(月)まで)

(2) 定款第29条の規定に基づく勧告

今後このような事態が再発しないよう法令、諸規則等の遵守の徹底及び実効ある内部管理態勢の確立に全力で取り組むとともに、以下の事項を内容とする「再発防止策」を策定・徹底し、その対応・実施状況を書面で報告すること。

① 今回の問題に関する責任の所在を明確化すること

② 本件行為については、当社の資本市場に対する公正性確保の観点が欠如し、顧客及び一般投資家を軽視する極めて不適切な業務運営を放置した経営管理態勢及び内部管理態勢に重大な欠陥があったことが原因であると認められることから、経営管理態勢を含む内部管理態勢を抜本的に見直し内部管理態勢を再構築すること

③ 役職員に対しては市場仲介者としての社会的責任を再認識させるよう必要な研修を行う等の態勢整備を行うこと

以 上

「協会の従業員に関する規則」等の一部改正等について(案)

平成22年 4 月15日

日本証券業協会

I. 改正等の趣旨

本協会では、「協会の従業員に対する処分のあり方に関するワーキング」において、協会の従業員が関与するインサイダー取引等、金融商品取引業の信用を著しく失墜させる法令等違反行為の抑止を目的として、処分の厳格化の観点から検討を行い、平成 21 年 2 月 17 日付けで「協会の従業員に対する処分について（協会の従業員に対する処分のあり方に関するワーキング報告書）」を取りまとめた。

今般、同ワーキング報告書における提言を踏まえ、不都合行為者の制度を拡充し、金融商品取引業の信用への影響が特に著しい行為に関して、従業員としての採用禁止期間を無期限とする不都合行為者の区分を設けるとともに、不都合行為者の取扱いを決定するに際して、より慎重な手続を行うため、新たに弁明の手続に関する規定を設け、また、不服申立て制度を創設し、中立的な機関における不服審査を行うため、定款改正を前提に、本協会の附属機関として「不服審査会」を設置し、その手続規定を整備することとした。また、併せて、協会に対する処分の決定に際しても同様の整備を図るため、以下の規則の改正及び制定を行う。

II. 改正等の骨子

1. 金融商品取引業の信用を著しく失墜させる行為を行ったと認められる者について、従業員としての採用禁止期間に期限を設けない取扱いとする一級不都合行為者の規定を新たに設け、従来の 5 年間採用を禁止する不都合行為者を二級不都合行為者に区分する。
(「協会の従業員に関する規則」第 4 条第 2 項、第 3 項、第12条)
2. 従業員の採用前における照会に関する規定のうち、一級不都合行為者に係る照会等については、期限を定めないことを規定する。
(「協会の従業員に関する規則」第 5 条第 1 項、第 4 項、「金融商品仲介業者に関する規則」第15条第 1 項、第 3 項)
3. 不都合行為者としての取扱いの決定について、協会のほか従業員等本人が弁明し、又は不服の申立てを行うことができることとし、併せて協会に加え不都合行為者として取り扱われている者本人が解除の申請を行うことができることとするため、弁明の手続及び不服の申立てに係る規定等を整備する。また、資格の処分について協会が解除の申請を行うことができることとするため、解除の申請に係る規定を整備する。
(「協会の従業員に関する規則」第13条、第13条の 2、第13条の 3、第13条の 4、第13条の 5、第13条の 6、第14条、第15条、第15条の 2、「「協会の従業員に関する規則」第 4 章に規定する不都合行為者の取扱いに係る手続に関する細則」(制定)、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第 6 条の 4、第 6 条の 5、「「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則」第 4 条、「金融商品仲介業者に関する規

則」第29条の4、第29条の5、「協会の内部管理責任者等に関する規則」第21条、第22条)

4. 本協会が不都合行為者として取り扱っている者について、協会等が当該者に外務員の職務を行わせることを禁止する旨を明確化する。

(「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条の2第1項、第2項、「金融商品仲介業者に関する規則」第29条の2第1項、第2項)

5. 協会が不都合行為者として取り扱っている者を内部管理統括責任者等及び内部管理責任者等に任命することを禁止し、また、外務員の登録及び資格に係る処分等を受けた者を内部管理責任者等に任命することを禁止する。

(「協会の内部管理責任者等に関する規則」第3条第4項、第5項、第6条第7項、第8項、第9項、第11条第6項、第7項、第8項、第9項、第14条第6項、第7項、第8項、第9項)

6. 本協会が不都合行為者として取り扱っている者について、協会等が当該者に資格試験を受けさせること及び当該者が資格試験を受けることを禁止する。

(「外務員等資格試験に関する規則」第4条の2、第10条第1項、第13条第1項)

7. 「定款」第28条の規定に基づく処分に関する弁明の手続について明文化するとともに、不服の申立てに係る規定を整備する。

(「定款」第28条第1項、第2項、第10項、第11項、「定款の施行に関する規則」第11条、「協会に対する処分等に係る手続に関する規則」(制定))

8. 不都合行為者としての取扱い及び「定款」第28条の規定に基づく処分に係る不服の申立てに関し、不服審査を行うため、本協会の附属機関として「不服審査会」を設置する。

(「定款」第56条第2項第9号、第76条の3、「不服審査会規則」(制定))

9. 外務員等規律委員会における一級不都合行為者としての取扱いについて、出席した委員の議決権の3分の2以上の多数決によることを規定する。

(「外務員等規律委員会規則」第8条第1項)

10. その他所要の整備を行う。(略)

Ⅲ. 施行の時期

この改正及び制定は、平成22年7月1日から施行する。

以 上

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：平成22年4月15日(木)から平成22年4月28日(水)17:00まで(必着)

② 提出方法：郵送又は電子メールにより以下までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会総務部 あて

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『協会員の従業員に関する規則』等の一部改正等に関する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先(電子メールアドレス、電話番号等)

③ 法人又は所属団体名(法人又は団体に所属されている場合)

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

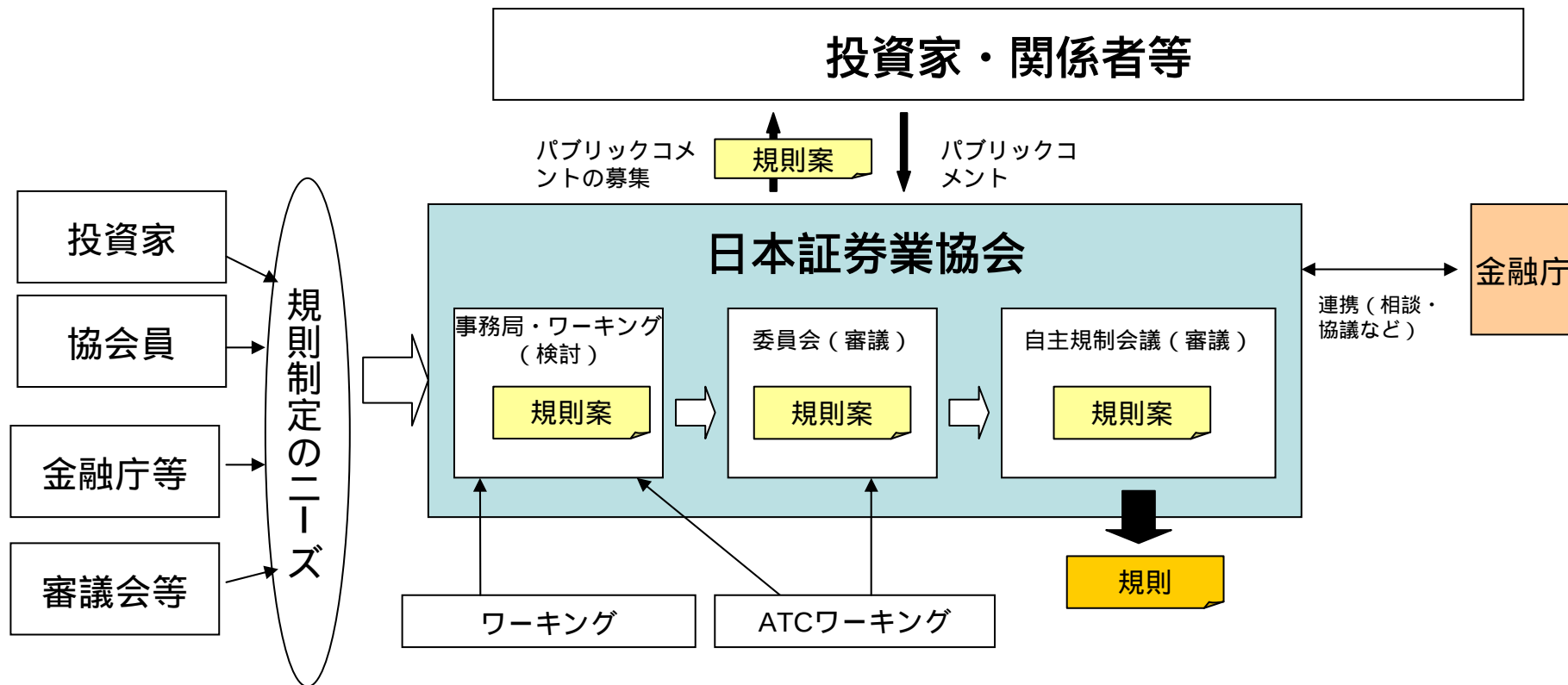
○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 規律本部規律審査部 担当：^{カナマル}神余、坪倉(TEL 03-3667-8475)

規制の事前評価書

政策の名称	コーポレート・ガバナンスの強化に向けた開示の充実			
担当部署	金融庁総務企画局企業開示課	電話番号： 03-3506-6000（内線3665）	e-mail： RIA@fsa.go.jp	
評価実施時期	平成22年2月12日			
規制の目的、内容及び必要性等	【内容】 臨時報告書の記載内容として、株主総会における各議案ごとの議決権行使結果（得票数等）を追加する。その際、賛成等の議決権数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった場合（可決要件を満たす根拠となつた結果、過半数となつたこと等）等の記載を義務付ける。 【目的及び必要性】 現在、株主総会議案の議決権行使結果については、任意に開示する上場会社も存在するが開示の程度は様々であり、特に役員選任議案について個別の賛否の票等は開示されないことが大半である。また、金融商品取引法上の法定開示においても、株主総会議案の議決権行使結果の公表について特段規定されていない。株主に対する説明責任を果たすという観点から、上場会社等における株主総会の各議案ごとの議決権行使結果（得票数等）が開示されることは、株主の意思が明確化され、また、市場を通じた経営陣に対する望ましい牽制効果を期待することができる。			
	法令の名称・関連条項とその内容	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項		
	想定される代替案	臨時報告書の提出内容として、株主総会における各議案ごとの議決権行使結果（得票数等）を追加する。その際、株主総会当日分を含めた各議案ごとの全ての得票数の内訳の記載を義務付ける。		
	規制の費用	費用の要素	代替案の場合 対象企業においては、株主総会における各議案ごとの議決権行使の状況について、株主総会当日の採決の義務付け及び当該採決の結果としての得票数を全て累計するといった新たな事務負担が発生するほか、法定開示書類である臨時報告書の作成に要する費用が発生する。	
規制の便益	(遵守費用)			
	(行政費用)	法定開示書類である臨時報告書の受理業務に係る行政費用が発生する。	(本案と同様)	
	(その他の社会的費用)	特段の社会的費用は発生しない。	(本案と同様)	
		便益の要素	代替案の場合 上場会社等の株主の意思が明確化されることにより、市場を通じた経営陣への牽制効果が期待できることから上場会社等に対するコーポレート・ガバナンスの充実・強化が図られる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	(費用と便益の関係の分析) 対象企業における事務負担の増加等の規制の費用が発生する可能性があるが、開示の充実により、我が国の上場企業等におけるコーポレート・ガバナンスの水準が向上し、我が国資本市場に対する投資家の信頼が確保されるといった便益をもたらすこととなる。このような規制の便益の増加というプラスの効果は、規制の費用の増加というマイナスの効果を上回るものと考えられる。			
	(代替案との比較) 株主総会の各議案については、基本的に可決要件を満たすことが事前に確認できれば当日の採決行為がなくとも決議は成立するため、実務的には、当日出席株主の賛否の数を確定してない場合が多い。そのため、代替案は、対象企業に採決行為を強制するといった義務を課するものであり、また、当日出席の株主の賛否の数を全て確定するための事務処理負担を課することになる点で技術的及び人員的に相当な遵守費用が発生すると考えられる。 なお、通常、事前行使分及び大株主による当日行使分（代理権行使含む。）にかかわらず議決権数は全出席株主の議決権数に占めており、可決要件を満たす根拠となつた事項として、これらの事項及び行使議決権数の状況を開示することでも十分意味のある情報提供になると考えられる。したがって、代替案は本案に比べ規制の費用の増加というマイナスの効果が大きくなることから、本案により望ましいと考えられる。			
有識者の見解その他関連事項	金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告～上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて～（平成21年6月17日）」において、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた開示制度の充実として、上場会社等による株主総会議案の議決結果の公表が提言されている。			
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。			
備考				

日本証券業協会における規則制定のプロセス



自主規制規則一覧

別添10

〔 協会員における顧客管理、内部管理等 〕

- 協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則
- 信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いに関する規則
- 不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則
- 協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則
- 協会員における注文管理体制の整備に関する規則
- 有価証券の寄託の受入れ等に関する規則
- 会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則
- 協会員の内部管理責任者等に関する規則
- 事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則
- 有価証券関連業経理の統一に関する規則
- 書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則
- 金融商品仲介業者に関する規則
- 偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則
- 会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則

〔 従業員、外務員関係 〕

- 協会員の従業員に関する規則
- 協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則
- 協会員の外務員の資格、登録等に関する規則
- 外務員等資格試験に関する規則

〔 広告関係 〕

- 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則
- アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則

〔 個人情報関係 〕

- 個人情報の保護に関する指針
- 協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則
- 個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則

〔 株式関係 〕

- 店頭有価証券に関する規則
- グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則
- 上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則
- 引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引に関する規則
- 株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則
- 株券等の貸借取引の取扱いに関する規則
- 有価証券の引受け等に関する規則
- 株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則
- 第三者割当増資等の取扱いに関する規則

〔 債券関係 〕

- 公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則
- 個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則
- 国内 C P 等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則
- 選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則
- 債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則
- 債券等の着地取引の取扱いに関する規則
- 債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則

〔 外国商品・取引関係 〕

- 外国証券の取引に関する規則
- 少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る「外国証券の取引に関する規則」の特例に関する規則
- 海外証券先物取引等に関する規則

〔 証券化商品関係 〕

- 証券化商品の販売等に関する規則

〔 倫理コード関係 〕

- 協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則